

基準器検査の申請条件を確認するための書類の提出について

東京都計量検定所では、基準器検査の申請を計量法及び基準器検査規則の規定に従い以下のとおり取扱います。

1 東京都計量検定所で申請を受け付けている基準器の種類、能力、有効期間

(種類)	(能力)	(有効期間)
長さ基準器 (担当 検定課検定係 電話03-5617-6631)		
タクシメーター装置 検査用基準器	-	4年
質量基準器 (担当 検定課質量圧力計係 電話03-5617-6633)		
基準手動天びん	ひょう量2トン以下であって目量又は感量がひょう量の4千分の1以上	3年
基準台手動はかり	ひょう量5トン以下であって目量又は感量がひょう量の2万分の1以上	3年
一級基準分銅	-	鑄鉄製、軟鋼製 1年
二級基準分銅	-	上記を除く分銅 5年
三級基準分銅	-	(特級基準分銅は3年)
面積基準器 (担当 検定課検定係 電話03-5617-6631)		
皮革面積板	-	3年
体積基準器 (担当 検定課検定係 電話03-5617-6631)		
基準ガスメーター	ガスの体積が計量室の1回転につき20リットル以下の湿式	2年
液体メーター用基準タンク	全量が1000リットル未満のものであって水道メーターの検査に用いるもの。	ステンレス製水道メーター検査用のもの 8年
	全量が25リットル以下で燃料油メーターの検査に用いるもの。	燃料油メーター検査用のもの 5年

(記載されていない種類に関しては、東京都計量検定所の各担当部署にお問い合わせください。)

2 基準器検査の申請条件を確認するための書類

基準器検査の申請条件を確認するための書類(基準器検査規則第2条に定める者を確認するための書類)を、以下の「基準器検査を受けることができるもの」の区分に従い、基準器検査申請書とともに提出してください。

基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができるもの(法第102条 定期検査その他計量器の検査であって省令で定めるものに用いる計量器の検査)	基準器検査申請書に添付して提出する書類 (確認書類各1部)
基準器検査を受けることができるもの	
指定定期検査機関<定期検査>	指定通知書(写)
届出製造事業者又は届出修理事業者	届出書又は登録証(写)
指定製造事業者	指定通知書(写)
計量士<適正計量管理事業所>	計量士登録証(写) 適正計量管理事業所報告書(写)
計量士<定期検査の代検査>	計量士登録証(写) 計量士報告書(写)